

一般社団法人 日本調査業協会倫理綱領

一、職責自覚

会員は、調査業の社会的使命を自覚して職務を誠実公正に行い国民生活に寄与するよう心掛けなければならない

二、信義誠実

会員は、調査は正確を期し、信義を重んじて誠実に業務を遂行しなければならない

三、法令遵守

会員は、業務の遂行に当たっては常に法令を遵守し、社会常識を逸脱することのないようにしなければならない

四、人権尊重

会員は、常に人権の尊重、擁護に配意し、他人の名誉権益を毀損したり、差別につながる調査を行つたりしてはならない

五、秘密保持

会員は、業務上知り得た人の秘密をみだりに他人に漏洩したり、発表したりしてはならない

六、自己研鑽

会員は、常に人格を磨き、業務の知識技能の向上に努めなければならない

七、融和協調

会員は、相互に融和協調を図り、団結して業界の発展に努めなければならない